

令和7年度

学校いじめ防止基本方針



地域とともにある浅江中学校

1 基本の方針

学校及び学校の設置者は、連携・協働して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応等に当たる。

(1) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめの未然防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの未然防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの未然防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携と協働の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守りとおす。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（いじめ防止対策推進法）

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(3) 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を重視するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動をととして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(6) いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- ② 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

(7) いじめの早期対応に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決、解消をめざす。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- ⑦ 積極的に、市教委、県教委との連携を図り、情報の共有と公開を進める。

2 本校が実施する基本的内容

(1) 学校における組織的な指導体制の確立

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

② 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題に特化した校内研修を年に一回以上実施し、少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 学校評価と教職員評価

学校評価及び教職員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの(児童)生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

⑤ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) 学校における生徒指導体制

いじめ問題を根本的に解消するためには、生徒が本来持っているよさや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのためには、いじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制（組織）を構築しておく。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

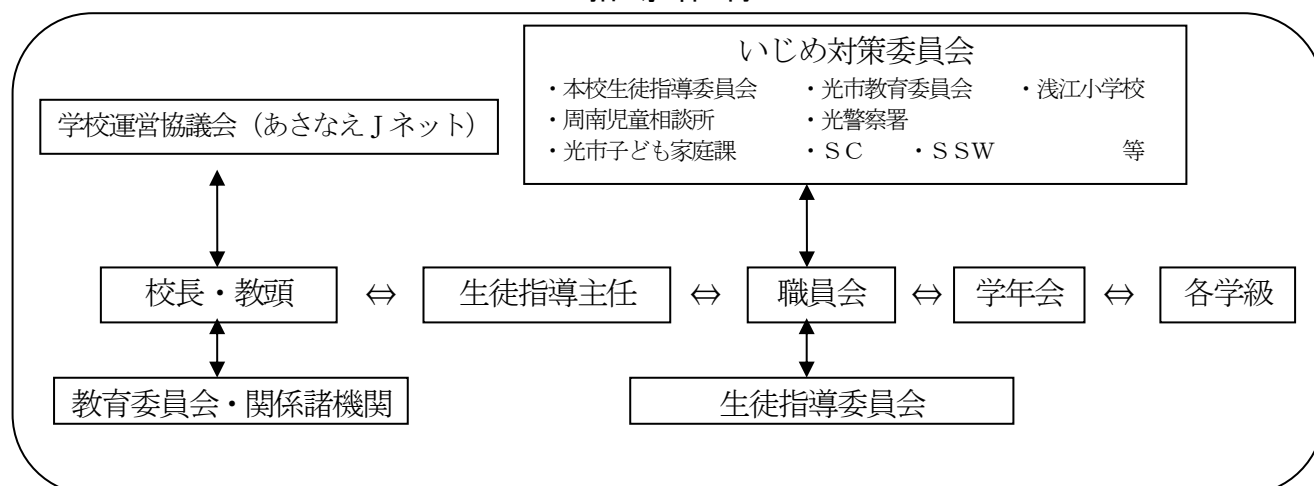
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

学級担任だけでなく、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、教務主任、保健主任はもとより、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、学校栄養職員、学校事務職員など、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全般の様子をきめ細かく把握することに努める。

指導体制



(3) いじめの未然防止に向けて

① 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、(児童)生徒の尊厳が守られ、(児童)生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、(児童)生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。(児童)生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そのためにも、(児童)生徒に関わるすべての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう万全を期しておかなければならない。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に(児童)生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や(児童)生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

② いじめの未然防止のための措置

- (ア) いじめについての共通理解
- (イ) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意
- (エ) 自己有用感や自己肯定感を育む
- (オ) 生徒自らがいじめについて学び、未然防止に取り組む

③ 教育活動におけるいじめの未然防止の内容

教育活動のすべての場面において、子どもたちに個や集団の在り方や豊かに生きるとはということなのかについて考えさせたい。また、さまざまな体験活動を通して、子どもたちがその魅力を感じ、楽しい学校となるように努力しなければならない。

(ア) 教科

- 授業に対する教師の構え
- お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくり
- 積極的な生徒指導の三機能を活用した取組

(イ) 道徳

- 人権意識を高め、人権感覚を磨く場として
- 「いじめ」にかかわる資料について

(ウ) 特別活動

- 生徒の主体的な取組の充実
- 集団活動及び体験活動の推進
- 部活動でのよりよい人間関係づくり

(エ) 教育相談

- 教育相談の姿勢を生かした「温かい学級」づくり
- 教育相談における教師の姿勢
 - ・相手の話の内容を十分わかるまでよく聴く
 - ・相手を勇気づける肯定的な対応を心がける
 - ・支持的・受容的な、温かい対応を心がける
 - ・人間には成長へ向かう潜在力があることを知る
- 定期的な教育相談の実施

(4) いじめの早期発見に向けて

① 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

日頃からの（児童）生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、（児童）生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に（児童）生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の（児童）生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの（児童）生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

③ 教育活動におけるいじめの早期発見の手立て

何よりも大切なことは、子どもに対して、全教職員がいじめられている子どもを必ず守りとおすといった、毅然とした姿勢を日頃から示すことである。

単に明るく愉快的雰囲気だけでなく、子どもとの信頼関係に基づき、正義感、人権の尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせように指導を徹底する。

(ア) いじめられている子どものサイン

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	☐ 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 ☐ いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 ☐ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 ☐ 元気がなく、顔色がすぐれない。 ☐ 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科等の時間	☐ 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 ☐ 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。 ☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 ☐ 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 ☐ うつむきかげんで発言しなくなる。 ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 ☐ 教師がほめると、まわりの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 ☐ グループ（班）学習等で、取り残される。 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 ☐ 配布したプリントなどが渡っていない。
休み時間	☐ 仲のよかったグループからはずされ、一人ポツンとしている。 ☐ 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ☐ 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。 ☐ 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 ☐ まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。 ☐ 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 ☐ 用事がないのに職員室の近くによく来る。 ☐ 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
昼食時間	☐ 会食する時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 ☐ 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 ☐ よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 ☐ 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。

いじめの早期発見チェックポイント	
清掃時間	☐ いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 ☐ 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 ☐ 清掃活動をじゃまされる。 ☐ 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	☐ 下校時、いつも友達の荷物を持たされている。 ☐ 下校時、不安そうな表情が見られる。 ☐ いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようとしたりする。
部活動	☐ 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言いだしたりする。 ☐ 練習中や休憩中、一人でポツンとしている。 ☐ 一人で準備や後片付けをさせられている。
その他	☐ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやけなどがみられ、隠そうとする。 ☐ 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 ☐ 使い走りやさせられるなど、他人の言いなりになっている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。

(イ) ふれあいの時間を増やす工夫

④ 校内研修におけるいじめの早期発見の手立て

いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

⑤ 教育相談におけるいじめの早期発見の手立て

(ア) 継続観察・継続指導

- 平素から、子どもがどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
- 定期的なアンケートなどによる実態調査や個別の教育相談を実施する。
誰にも相談することができない子どもが多い実態を踏まえて、毎週1回の定期的なアンケート調査を実施する。

(イ) 信頼感に基づいた活動

- 相談室を設置するなどして、子どもの「心の居場所づくり」に努める。
- 悩みの解消の仕方について、子どもの発達段階に応じた指導を検討し、まとめておく。
- 子どもに信頼感・安定感を抱かせるために、全教職員はどんな些細な悩みでも相談に応じるなど親身な対応を行う。

(5) いじめの早期対応に向けて

① 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害（児童）生徒を守りとおすとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害（児童）生徒を指導しなければならない。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、（児童）生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる必要がある。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた（児童）生徒やいじめを知らせてきた（児童）生徒の安全を確保する。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（いじめ防止対策推進法）

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義¹⁹を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③ いじめの早期対応に係る指導の在り方

（ア） いじめられている（児童）生徒への対応

- ・ いじめられている（児童）生徒のこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解する。
- ・ 学校生活のいろいろな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言動は避けるべきである。

（イ） いじめている（児童）生徒への指導

- ・ いじめは集団で行われることが多く、そのため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの（児童）生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。

- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

(ウ) 周りの（児童）生徒（観衆・傍観者）への指導

- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なポイントになる。
- ・ このような心理状態の（児童）生徒への指導は、いじめられている（児童）生徒がいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- ・ いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学級内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言うてくるように働きかけていく。このような中で、いじめを通報してきた（児童）生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその（児童）生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

(エ) いじめのアフターケア

「いじめがないように注意したから」とか、「お互いに仲直りさせたから」とか、「保護者に来校を求めて指導したから」などで指導が終了と思いこむことは、いじめの指導においては問題である。それは、一旦いじめが解決したようにみえても、さらに偽装化されたり、陰湿化していじめが継続している場合もあるからである。そこでいじめの指導の事後指導は、注意深く、継続的にいじめられた側、いじめた側に関わっていくような教育相談的な対応が不可欠である。

④ いじめの早期対応に係る教育相談の在り方

(ア) いじめを受けている生徒に対する教育相談

いじめられている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。それにより、精神的に安定させて自信をもたせるようにする。

(イ) いじめている生徒に対する教育相談

いじめている生徒に対しては「いじめは人間として、絶対に許されない行為である。」という強い認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

⑤ いじめの早期対応に係る保護者との連携

(ア) いじめられている（児童）生徒の保護者への対応

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の言い分を十分聞き入れる。そして、教師と保護者が（児童）生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている（児童）生徒の保護者の、苦渋に満ちた心情を理解した対応が不可欠である。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。

- ・ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめられている（児童）生徒の人権を守り、いじめている（児童）生徒に対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不満や怒りを解消し、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏えいしないよう、しっかりと情報管理する。
- ・ いじめられた（児童）生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合には、家庭のさまざまな状況に特に配慮する。
- ・ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心がける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

（イ）いじめている（児童）生徒の保護者への対応

- ・ 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心がけ、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童生徒の成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ 問題とは直接関係ない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ 被害（児童）生徒及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ 加害（児童）生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく加害の立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、（児童）生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

（ウ）いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ 保護者会は事前に準備を十分に行った上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、加害者と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校ですること、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者の意見に耳を傾ける。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(6) 家庭や地域との連携・協働について

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との密接な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。学校は、学校運営協議会、教育委員会、関係諸機関等と、ともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

① 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・早期対応に向けた家庭、地域の取組を支援する。

② 保護者との連携

(ア) 大人の意識の向上

(イ) 日頃からの信頼関係づくり

③ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも（児童）生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるために啓発していく必要がある。（児童）生徒たちに人の痛みがわかる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境は、地域社会の協力なしには考えられないからである。

(ア) 地域の環境づくり

(イ) 子どもの活動への支援

④ 交流の場づくり

⑤ 具体的な取組

(ア) 相談窓口の周知徹底

広報カードやチラシを作成配付し、いつでも悩みを相談できる学校体制を確立し、各学校の相談窓口の周知を図る。

(イ) 情報モラルの啓発

携帯インターネット問題講習会を開催し、各学校で保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

(ウ) 広報紙やリーフレットによる情報提供

学校だよりやリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

(エ) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

市内すべての学校で実施する、（児童）生徒による自主的ないじめ防止活動について、学校だより等により、保護者、地域に周知を図る。

(オ) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り育むため、各学校への支援活動を開発する。

⑥ 今後のめざすべき重要な取組

(ア) 保護者・地域と円滑な連携に向けた支援

- ・ 地域ぐるみの対策推進の強化
地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。
- ・ 家庭、地域に開かれた環境づくり
各学校において、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、学校運営協議会委員、PTA、地域の関係団体等の代表者により構成される組織を設ける。

(イ) 保護者・地域の取組支援

- ・ 子育てのネットワークづくりの推進
家庭の教育機能の充実を図る方策の推進を図る。
- ・ ネットいじめの対応強化
情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等への対策を図る。
- ・ 保護者、地域の学校運営への参画
市内全学校におけるコミュニティ・スクールの実施を踏まえ、学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを構築する。

⑦ 学校と地域との連携に係る留意事項

(ア) 日常からの連携に基づき、いじめの解決のため、地域との積極的な協力を図る。

(イ) いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を連絡する。

(ウ) 情報源については秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。

(エ) 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

(7) 関係機関との連携・協働について

いじめの問題は、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を行うことで、早期解決へと向かわせる必要がある。(市町教育委員会、子ども家庭課、児童相談所、教育研修所、主任児童委員、人権擁護委員等)

特に深刻、重大な事案のいじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ、地元警察と連携して対応することも必要である。

① 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

② 具体的な取組

(ア) 警察署との連携

- ・ 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携
学校の状況に応じた警察OBの効果的な活用の仕方を検討する。
- ・ 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

- ・ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有
定期的に会議を開催し、（児童）生徒の状況と対策について協議を行う。
 - (イ) 子ども家庭課、福祉部局、児童相談所等との連携
 - ・ サポート会議等の開催
（児童）生徒の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実に図る。
 - (ウ) いじめ防止活動にかかわる連携
学校運営協議会、校長会、PTA連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成団体連絡協議会、スポーツ少年団等に対して、いじめ防止活動へ理解と協力を依頼する。
- ③ 今後のめざすべき重要な取組
- (ア) 警察署との連携
 - ・ いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化
いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。
 - ・ 情報モラル講習会の実施
（児童）生徒向けに携帯インターネット問題に関する講習会を行う。
 - (イ) 子ども家庭課、福祉部局、児童相談所等との連携強化のための協議
関係機関と連携する際の手順等を確立し、定期的な情報交換や共有を図る。
 - (ウ) 法務局との連携
 - ・ 人権擁護委員と連携した啓発活動
いじめに関する相談窓口の周知、啓発活動を行う。

3 本校が実施する具体的指導内容等

(光市共通重点実施活動1)

生徒のいじめ問題の早期発見を可能とするため、週一回（月曜日）のアンケート調査を実施する。

いじめに限らず、学校生活に不安や不満を抱えている生徒を的確に把握することで、即座に、呼び出し相談を実施し、不安や不満の解決を図る過程において、いじめやいじめに発展しうる事案を早期に発見し、防止・解決へと進める。

そして、その結果を管理職に報告するとともに、教職員で情報の共有化を図ることで、学校全体での、いじめ問題の防止・解決に向けての取組を十分支援していく。

(光市共通重点実施活動2)

生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を十分支援していくための活動として、年度当初の学級活動において、いじめ問題を取り上げ、生徒一人ひとりが行動目標を設定し、その目標を公表して実践行動化して取り組んでいく。

具体的な行動目標については、発達段階に応じて、人間関係を円滑にさせるための実践項目（思いやり等）としたり、いじめ問題に直接的に関わる実践項目にしたりして工夫する。

中間評価・振り返りを設定し、年度末にも振り返りを行うことで次年度へと繋げ、継続していく。